

【分類5-1 経費の負担割合等】について

1 調整内容

以下の2つの経費について、広域化後の分担方法及び割合を定めるもの。

- ①処理費及び施設維持管理費
 - ②施設整備費（南部清掃工場基幹的設備改良工事費（工事関連費含む））
- ※ 施設整備費のうち、建設費及び解体費については経費が発生する際に協議予定

2 経費の分担方法と特徴

全国の事例で見られる分担方法は以下のとおり。

分担方法	内容と特徴
ごみ搬入量割	市町村のごみ搬入量に応じて経費を分担する。 施設の処理費及び維持管理費をごみ搬入量割とした場合、分担割合を下げるために各市町村で減量化・資源化が促進される可能性がある。
人口割	市町村の人口に応じて経費を分担する。 1人当たりのごみ排出量が少ない市町村の負担が大きくなる。
均等割	全ての市町村が同じ割合で経費を分担する。 人口規模が小さい市町村の負担が大きくなる。
上記分担方法の組み合わせ	経費の10%を人口割、90%をごみ搬入量割というように、分担方法を組み合わせて経費を分担する。

3 両組合の現状

両組合における現在の分担方法は以下のとおり。

※ 施設整備費については現在稼働中の施設における分担方法

組織(施設)		弘前地区環境整備事務組合	黒石地区清掃施設組合
		環境整備センター及び南部清掃工場	環境管理センター
経費			
	処理費及び施設維持管理費	ごみ搬入量割 100%	ごみ搬入量割 85%+均等割 15%
施設整備費	建設費	ごみ搬入量割 60%+人口割 40%	ごみ搬入量割 45%+人口割 45%+均等割 10%
	解体費	経費が発生する際に協議	経費が発生する際に協議
	基幹的設備改良工事費	経費が発生する際に協議 ※南部清掃工場は本協議で調整	ごみ搬入量割 45%+人口割 45%+均等割 10%

4 調整方針案

全ての市町村において広域化による効果が見込まれ、また、各市町村のごみの減量化・資源化が促進されるよう以下のとおり調整したい。

①処理費及び施設維持管理費

弘前地区環境整備事務組合の分担方法及び割合（ごみ搬入量割 100%）を引き継ぐ。
ただし、令和13年度以降については、現時点での試算に不確定要素を多く含むことから、令和13年度中に改めて試算し、協議を行うこととする。

②施設整備費（南部清掃工場基幹的設備改良工事費（工事関連費含む））

南部清掃工場建設時の分担方法及び割合（ごみ搬入量割 60%+人口割 40%）を引き継ぐ。

5 調整方針案に基づく負担金試算結果

「4 調整方針案」に基づいた負担金試算結果は以下のとおり。

(千円)

		負担金試算結果					R8 ⇒ R12
		R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	負担金計
弘前市	①広域化しない場合	1,086,600	1,095,000	1,112,500	1,144,300	1,147,600	5,586,000
	②広域化する場合	894,900	901,700	916,000	942,000	944,700	4,599,300
	広域化効果(②-①)	-191,700	-193,300	-196,500	-202,300	-202,900	-986,700
黒石市	①広域化しない場合	203,700	249,700	285,500	235,600	244,400	1,218,900
	②広域化する場合	137,200	138,700	141,600	146,400	147,200	711,100
	広域化効果(②-①)	-66,500	-111,000	-143,900	-89,200	-97,200	-507,800
平川市	①広域化しない場合	180,100	196,800	211,200	197,700	201,500	987,300
	②広域化する場合	133,200	134,800	137,600	142,100	143,100	690,800
	広域化効果(②-①)	-46,900	-62,000	-73,600	-55,600	-58,400	-296,500
大鰐町	①広域化しない場合	41,200	41,100	41,400	42,200	41,800	207,700
	②広域化する場合	34,300	34,200	34,400	35,100	34,700	172,700
	広域化効果(②-①)	-6,900	-6,900	-7,000	-7,100	-7,100	-35,000
藤崎町	①広域化しない場合	109,300	121,100	130,900	120,100	122,700	604,100
	②広域化する場合	79,600	80,600	82,100	84,500	85,100	411,900
	広域化効果(②-①)	-29,700	-40,500	-48,800	-35,600	-37,600	-192,200
板柳町	①広域化しない場合	71,700	72,100	73,000	74,900	74,800	366,500
	②広域化する場合	60,100	60,300	61,000	62,400	62,300	306,100
	広域化効果(②-①)	-11,600	-11,800	-12,000	-12,500	-12,500	-60,400
田舎館村	①広域化しない場合	56,700	69,100	78,700	65,000	67,400	336,900
	②広域化する場合	35,200	35,500	36,000	37,000	37,100	180,800
	広域化効果(②-①)	-21,500	-33,600	-42,700	-28,000	-30,300	-156,100
西目屋村	①広域化しない場合	8,500	8,500	8,600	8,700	8,700	43,000
	②広域化する場合	6,900	7,000	7,000	7,100	7,100	35,100
	広域化効果(②-①)	-1,600	-1,500	-1,600	-1,600	-1,600	-7,900
合計	①広域化しない場合	1,757,800	1,853,400	1,941,800	1,888,500	1,908,900	9,350,400
	②広域化する場合	1,381,400	1,392,800	1,415,700	1,456,600	1,461,300	7,107,800
	広域化効果(②-①)	-376,400	-460,600	-526,100	-431,900	-447,600	-2,242,600

※「広域化しない場合」及び「広域化する場合」の負担金には、広域化後に共同処理する事務以外の収集運搬事務、埋立処分場運営事務などに係る経費は含まない。

